

令和 7 年度

大規模波動地盤総合水路における吸い出し防止工法実験補助業務

特記仕様書

令和 7 年 1 2 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、吸い出し防止工法の機能評価のため、大規模波動地盤総合水路を用いた水理模型実験を補助するものである。

2. 履行場所

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

大規模波動地盤総合水路（別紙1参照）

3. 履行期間

契約締結日より令和8年3月12日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日及び祝日は休日として設定している。

4. 支給材料及び貸与物件

（1）支給材料及び貸与物件は、表4-1及び表4-2のとおりとする。

（2）受注者は、支給材料の受領後及び貸与物件の借用後においては、適切な維持管理を行うものとする。

（3）受注者は、貸与物件の必要がなくなった場合、速やかに調査職員に返還しなければならない。

表4-1 支給材料

品名	品質・規格等	数量	引渡場所	引渡時期
割栗石	150-50	必要量	大規模波動地盤総合水路	契約締結後
砂	フラタリーサンド	必要量	大規模波動地盤総合水路	契約締結後
防砂シート		必要量	大規模波動地盤総合水路	契約締結後

表4-2 貸与物件

品名	品質・規格等	単位	数量	引渡場所	引渡時期
				返還場所	返還時期
ケーソン模型		個	3	大規模波動地盤総合水路	契約締結後
					実験終了後
方塊ブロック		個	3	大規模波動地盤総合水路	契約締結後
					実験終了後
波高計	本体部：CH-608 検出部：CHT6-100	台	5	大規模波動地盤総合水路	契約締結後
					実験終了後
ビデオカメラ		台	3	大規模波動地盤総合水路	契約締結後
					実験終了後
集音マイク		台	1	大規模波動地盤総合水路	契約締結後
					実験終了後

5. 業務仕様

5-1 総則

(1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省 港湾局 令和7年4月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 計画準備

(1) 受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

5-3 水理模型実験

5-3-1 実験模型設置

受注者は、別紙3のように設置された実験模型のフラタリーサンドを一部撤去し、防砂シートに吸い出しを模擬するための穴をあける。その後、撤去したフラタリーサンドを別紙3のように設置する。設置の詳細は調査職員より提示する。なお、必要日数は3日程度を想定しているが、2人以上で作業すること。

5-3-2 実験実施

受注者は、別紙3に示す断面に対して、調査職員が提示する波浪を対象に実験を実施し、貸与物件を用いて、波高を計測するとともに、その変状を撮影、録画する。また、集音マイクにより、吸い出し現象の音を収録するが、詳細は調査職員より提示する。なお、必要日数は5日程度を想定しているが、2人以上で作業すること。

5-4 報告書作成

受注者は、5-3で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

5-5 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議1回、業務の完了時に最終報告1回を行うものとする。なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

6. 成果物

6-1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

(1) 電子納品とは、特記仕様書(発注図面含む)、業務計画書、報告書、写真、測定ローデータ等すべての最終成果(以下「業務完成図書」という)を電子データで作成し、納品するものである。

(2) 「業務完成図書」は、作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)で1部

提出するものとする。なお、「業務完成図書」の詳細内容及び電子化については、調査職員と調整のうえ決定するものとする。

- (3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。

6-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。
- また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、本業務遂行中に建物・機械等の当所所有物に損傷を与えた場合は、直ちに調査職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。
- (4) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。
- (5) 受注者は、建設機械を使用する場合には、低騒音・低振動のものを使用しなければならない。また、建設機械の使用にあたっては、有資格者を配置しなければならない。
- (6) 受注者は、資機材の運搬経路については、事前に調査職員の承認を得るものとする。また、資機材の運搬にあたっては、他の交通の妨げにならないようにしなければならない。
- (7) 本業務において発生した廃棄物は、受注者の責により適正に処分するものとする。
- (8) 受注者は、産業廃棄物が搬出される場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、調査職員に提示しなければならない。
- (9) 受注者は、当所の所有するクレーンを使用することができるものとする。なお、クレーンを使用する場合は、「クレーン・デリック運転士免許」又は「クレーン限定免許」並びに「玉掛け技能講習修了証」を有している者を配置しなければならない。
- (10) 受注者は、当所の所有するゴンドラを使用することができるものとする。なお、ゴンドラの使用にあたっては、「ゴンドラ取扱いに係る特別教育終了証」を有する者を配置しなければならない。
- (11) 受注者は、実験において当所内で使用する電力、用水を無償で使用できるものと

する。

以 上

港湾空港技術研究所 位置図

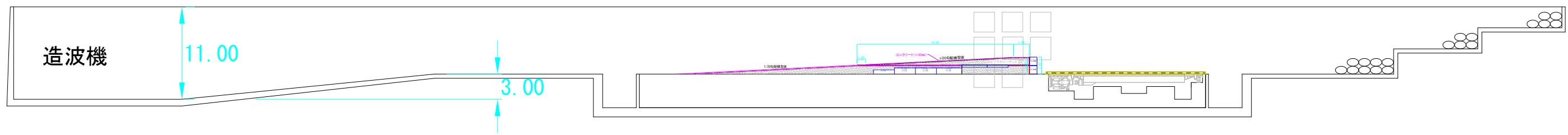
別紙1



大規模波動地盤総合水路断面図

単位:m

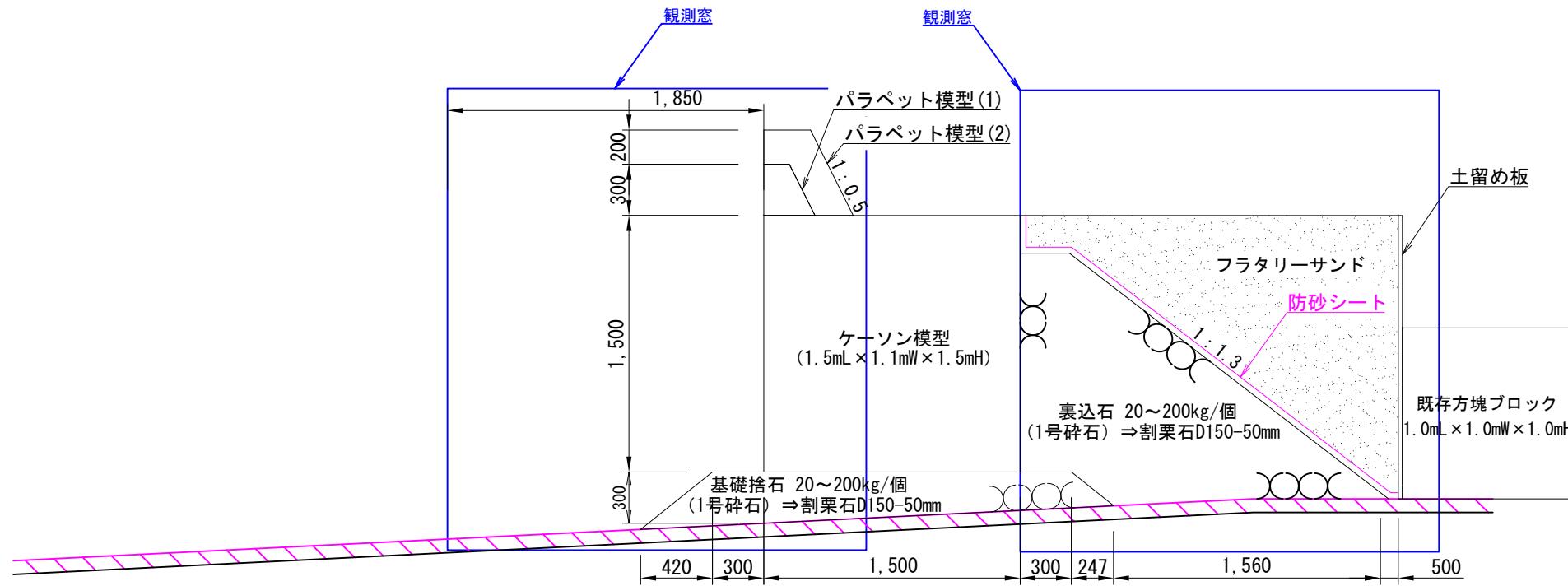
別紙2



実験断面図 S=1:1300 単位:mm

別紙3

断面図



平面図

